

6. 対象範囲

旭市における「健全化判断比率・資金不足比率」の対象範囲

旭市	一般会計		一般会計等	① 実質赤字比率	② 連結実質赤字比率	③ 実質公債費比率	④ 将来負担比率	資金不足比率	
	特別会計	病院事業債管理		公営事業会計					
		国民健康保険事業							
		後期高齢者医療							
		介護保険事業							
	うち公営企業会計	法非適	下水道事業						
		法適	農業集落排水事業						
水道事業									
一部事務組合	千葉県市町村総合事務組合								
	東総衛生組合								
	東総地区広域市町村圏事務組合								
	東総広域水道企業団								
	千葉県後期高齢者医療広域連合								
地方公社・ 第三セクター・ 地方独立行政法人	(株)千葉県食肉公社								
	千葉県信用保証協会								
	地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院								